

新発田クリーンアップいなほ脱臭用活性炭交換作業業務委託

仕様書

1. 業務件名 新発田クリーンアップいなほ 脱臭用活性炭交換作業業務委託
2. 業務場所 新発田クリーンアップいなほ（新発田市中曾根字中坪1612-3）
3. 業務内容 脱臭用活性炭の性能低下による悪臭漏えいを防ぐため、活性炭の交換を実施する。（高濃度用活性炭、低濃度用活性炭）
 - （1） 脱臭設備の活性炭交換作業一式
 - （2） 活性炭の納入（納入場所は業務場所とする。）
 - （3） 使用済み活性炭の引取り、処理
4. 委託期間 契約日から令和8年3月25日まで
5. 活性炭交換作業について
 - （1） 作業場所付近での火気の取扱い、粉じん発生及び酸素欠乏症等には十分注意すること。
 - （2） 交換作業に伴う脱臭設備停止時間は、9時から17時以内となるように作業手順等を計画すること。また施設の運転日以外に作業を実施すること。
 - （3） 交換作業前後において、脱臭塔及び脱臭ファンの差圧を測定すること。
 - （4） 交換した活性炭及び梱包袋は引取ること。
 - （5） 本業務で発生する廃棄物は適正に処分又はリサイクルすること。
 - （6） 本業務は酸素欠乏危険作業であることから、直接的な雇用関係にある第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習の修了証を有する者を1名以上配置し、施設監督員と密接な連絡を保ちつつ作業を実施すること。
6. 活性炭の仕様
 - （1） 種別
大阪ガスケミカル株式会社製
粒状白鷺 GM2x 6/8-2
 - （2） 充填量
低濃度用活性炭 3,200kg
高濃度用活性炭 1,200kg

7. 提出書類

- (1) 作業計画書
- (2) 第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写し
- (3) 着手届
- (4) 工程表
- (5) 報告書及び作業日報
- (6) 活性炭の性能表（乾燥減量、充填密度、粒度、硬さ、ph、アンモニア吸着量（アンモニア濃度 5ppm））
- (7) 作業写真
- (8) 履行届
- (9) 充填活性炭の出荷証明書
- (10) その他発注者が指示するもの

8. その他

- (1) 施工責任
受注者は、本仕様書に明記しない事項でも、機器の機能上必要なものは当然具備する。また、本業務で知り得た機密を他に漏らしてはならない。
- (2) 協議
本仕様書に記載なき事項及び疑義を生じた場合、受注者は発注者と協議し、承諾を得て、本業務を実施すること。
- (3) 資機材の分担区分
本業務実施に必要な資機材については受注者が負担するものとする。ただし、当施設備え付けの荷役機材、電気、用水は無償にて供与する。貸与中の損傷、紛失等は受注者の責により支弁すること。
- (4) 保証及び障害修理
 - (ア) 本業務完了後1年以内に、明らかに本業務に起因する障害が発生した場合は受注者の責任において、無償にて改修又は取替えを行うこと。
 - (イ) 発注者が、交換以前の活性炭と比較し、吸着能力が劣り臭気が漏れる又は破過までの期間が著しく短いと判断した場合、受注者は直ちに無償にて現状復帰を行うこと。
 - (ウ) 充填作業時、設備底部のトリカロネットに損傷及び著しい劣化が見受けられる場合は、受注者の責任において全交換又は部分補修を施すこと。
- (5) 活性炭サンプリング
受注者は、使用中の活性炭について、次回の交換までに2回サンプリングを行い、乾燥減量、粒度、硬さ、ph、アセトン吸着量、揮発分、吸着アンモニア量、

吸着硫黄量を測定して、測定結果をもとに劣化状況及び寿命予測の報告書を提出する。なお、サンプリング周期は発注者と打合せにより決定すること。

(6) 契約解除

本業務の履行が不完全、故意又は重大な過失等があった場合は、契約を解除できる。

(7) 損害の負担及び賠償

本業務の実施について生じた損害は、受注者が全ての責任を負う。第三者に損害を与えたときは、その損害を受注者が賠償する。本業務を履行しないために発生した損害については、それに相当する損害賠償金を受注者は発注者へ支払う。

(8) 安全管理

本業務の実施において、受注者は労働災害、公衆災害及び物件損害の未然防止に努め、労働安全衛生法及び同法関連法規等を遵守し、安全管理に必要な措置を十分講ずる。作業に従事する者に対しては、十分な安全教育を行う。

(9) 入退場

本業務のため、新発田クリーンアップいなほに入退場する時は、1階事務所の作業員に、その旨を告げること。

9. 請求書提出先 新発田市役所本庁舎 1階 環境衛生課 資源リサイクル係
TEL : 0254-28-9115

※契約終了後、この契約に関しての業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。